



要保護世帯向け不動産担保型生活資金について

【目的】

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的とする。

【実施主体】

沖縄県社会福祉協議会（申請窓口は石垣市社会福祉協議会）

【貸付対象】

資金の貸付対象は、次のいずれにも該当する世帯

- ・ 貸付を受けようとする方が単独で所有する不動産に居住していること。（ただし、同居の配偶者と共有している場合も含む。）
- ・ 不動産に貸借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ・ 貸付を受けようとする方及び同居の配偶者が原則として65歳以上であること。
- ・ 居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- ・ 貸付可能な土地・建物（マンションを含む）の評価額は、概ね500万円以上。
- ・ 世帯が本貸付金を利用しなければ、生活保護の受給することとなる要保護者であると福祉事務所が認めた世帯であること。

【貸付内容】

貸付限度額	担保となる土地・建物評価額の概ね7割（集合住宅は5割）
貸付月額	福祉事務所が算定した額（生活扶助基準額の1.5倍以内）
貸付期間	借受人（連帯借受人がいる場合は借受人及び連帯借受人）が亡くなるまでの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
備考	連帯保証人不要。年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方

【お問い合わせ】

石垣市福祉事務所 福祉総務課 電話 82 - 5045 FAX 82 - 1580
石垣市社会福祉協議会 電話 84 - 2211 FAX 84 - 1199